

善通寺市合併処理浄化槽設置整備事業補助金申請等の手引き

善通寺市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請を提出される皆様へ

下記項目に注意して申請されるようお願いいたします。

○善通寺市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請について

申請書には必ず日付を記入して提出してください。

また、年度の欄に該当年度が記載されているか、確認してください。

1. 事業名 「合併処理浄化槽設置整備」と記入してください。
2. 事業の内容 浄化槽の設置場所 浄化槽を設置する所在地を記入してください。
浄化槽の型式 名称、認定番号を適正に記入してください。
浄化槽の人槽 浄化槽の人槽を記入してください。
ただし、申請する浄化槽人槽と設置する浄化槽人槽が
違う場合は、申請する浄化槽人槽の横に（ ）で設置
する人槽を記入してください。

例) 申請する浄化槽人槽：5人槽、

設置する浄化槽人槽：7人槽の場合

5（7）と記入。

※店舗等併用住宅の場合は、補助対象となるのは住居
部分のみであり、店舗等部分は対象外です。

3. 補助申請額 補助申請額は下記を参考に記入してください。

人 槽 区 分	補助金の限度額
5人槽	504,000 円
7人槽	611,000 円
10人槽以上	769,000 円

4. 住宅等の所有者 本人・共有・その他から選択し、記入してください。
5. 住宅等の種類 一般住宅・店舗等併用住宅・その他から選択し、延べ面積を記入し
てください。
6. 着手、完了予定年月日 着手日、完了予定日を記入してください。

なお、交付決定は、毎週金曜日にまとめて行っていますので、
それを踏まえて着手日を決めてください。また、交付決定前に
工事の着工はできません。

※工事期間は年度内とします。工事が竣工し、市からの竣工
検査が年度内（3月第1週目まで）に必ず終わるようにして
ください。

7. 添付書類

- (1) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
 - ・両方の書類がある場合は、両方の書類の提出にご協力ください。
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 浄化槽設置費の見積書の写し
 - ・見積書の日付が記載されているか確認してください。
- (4) 浄化槽の構造図（認定シート）及び浄化槽の配置配管図
 - ・浄化槽の配管図については、宅内からの合併浄化槽への排水経路及び浄化槽から放流先への排水経路がわかるように赤で記載してください。
 - ・排水設備がない階層等においても、配置図を提出してください。
 - ・浄化槽底板を使用する場合は、使用願い及び製品名・規格等の資料を提出してください。
- (5) 専用住宅等を借りている者にあたっては所有者の承諾書
 - ・浄化槽からの放流管が市道や農道を横断または縦断する場合は、必ず善通寺市土木都市計画課からの許可書の写しを添付してください。
- (6) 工事契約書の写し
 - ・工事契約書中の金額と見積書の金額が合っているか確認してください。
 - ・工事契約書中の工事の期間が記載されているか確認してください。
（申請書の工事期間と多少ずれていてもかまいません。ただし、工事完了日が申請された次年度以降の日付の場合は認められません。）
 - ・契約書の日付が記載されているか確認してください。
 - ・市から工事契約書の原本の提示を求める場合がありますのでご了承ください。
 - ・契約書には印紙が必要です。消印等ができていないか確認してください。
（必要に応じて原本確認をする場合がありますので、最低1年間は保管しておいてください）
- (7) 登録証・保証登録証及び登録浄化槽管理票（C票）
- (8) 浄化槽整備士免状の写し
- (9) 債権者登録申出書
- (10) その他
 - ・市税完納証明書 申請者の市税完納証明書
※申請者が市外住民の場合でも必要です。
 - ・同意書 必ず日付を記入してください。

※（１）、（６）、（７）など、原本のコピー等を提出するものについては、当該コピー等に書き込みや修正を行わないようにしてください。

※ 単独槽を廃止され、「浄化槽廃止届」を香川県浄化槽協会に提出されていない場合は、申請書と一緒に提出してください。

※ 交付決定の可否には関係ありませんが、この事業は国庫補助及び県費補助金の助成を受けています。申請者の申請前の居住地の污水状況を質問する場合がありますので、事前に確認をお願いいたします。

※この補助事業の事業期間は年度内とします。工事が竣工し、市からの竣工検査が終わり、申請者に補助金が支払われるまでを年度内（3月末日）までに実施できなければいけません。

実績報告書に必要な「浄化槽設置者講習会の受講済証の写し」が必要になることも踏まえて申請いただくようお願いします。

なお、市の竣工検査は3月第1週目までに必ず終わるようにしてください。

○善通寺市合併処理浄化槽設置整備補助金の交付決定について

- ・ 補助金の交付決定は毎週金曜日にまとめて行っています。
- ・ **交付決定前には決して着工しないでください。交付決定前の着工を発見した場合は、補助金の交付決定を取り消すことになります。**

○中間検査について

- ・ 中間検査の予約は遅くとも検査予定日の4～5日前には下水道課に連絡くださるようお願いいたします。なお、他の現場の検査や他の業務と重複する場合は、ご希望に沿えない場合がありますのでご了承ください。
- ・ 中間検査では、①浄化槽底板の水平確認、②設置後の浄化槽の水平確認、③浄化槽の型式等の確認を行います。
- ・ 中間検査には必ず、浄化槽整備士（交付申請時に報告された者）が立ち会うようお願いいたします。

○善通寺市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書について

- ・ 報告書には必ず日付を記入して提出してください。
- ・ **補助事業者（申請者）の住所が変更になっている場合は、新住所を記入してください。**
- ・ 交付決定日等がわからない場合は空欄でもかまいません。

1. 補助金の額 交付決定の金額を記入してください。
2. 事業名 「合併処理浄化槽設置整備」と記入してください。
3. 交付決定年月日及び発送番号 わからない場合は空欄でもかまいません。
4. 着手、完了年月日 着手日及び完了日を記入してください。
着手日は交付決定以降の日付になっているかご確認ください。

5. 添付書類

(1) 工事費請求書又は領収書の写し

- ・金額、書類の日付が記載されているか確認してください。

(2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

- ・書類の日付が記載されているか確認してください。

(3) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(4) 浄化槽工事業者が撮影した工事工程写真

- ・平成 22 年 3 月発行の香川県浄化槽推進協議会の『香川県小型合併処理浄化槽工事マニュアル（浄化槽設置整備事業）』にある「指定工事写真 1 から 9」に沿って撮影してください。また、「指定工事写真 9」（上部スラブコンクリートの打設の写真）は、3 部提出してください。
- ・工事写真帳として表紙を付けて提出される場合は、施工会社の社印が押印されているかご確認ください。

(5) 工事施工チェックリスト

- ・チェック項目に従って、浄化槽整備士の方が確認してください。

(6) 浄化槽設置者講習会の受講済証の写し

- ・香川県浄化槽協会が実施する、浄化槽設置者講習会の修了証の写し。講習会の日程は、事前に香川県浄化槽協会にお問い合わせください

(7) その他

- ・交付決定後、完了検査までの間に申請者が住所変更を行った場合は、新しい住所を記載し、下記の書類を再度提出していただきます。

①債権者登録申出書

②同意書

③請求書（日付は空けておいてください）

○竣工検査について

- ・竣工検査は、実績報告で提出されたチェックリストを元に検査します。宅内から排出された汚水が適正に浄化槽に流入されているかを検査しますので、申請者の立会が必要となります。また、その後の補助金の交付についての説明等がありますので、必ず申請者、若しくは代理の方が立会されるようお願いいたします。また、施工された業者の方の立会も必要となります。
- ・竣工検査の予約は他の検査等によりご希望に沿えない場合があります。なるべくお早めにご連絡ください。

○補助金額の交付について

- ・竣工検査等により適正に工事が行われていたことを確認した後、交付決定通知書を交付します。交付決定通知書は月2回（1日、15日頃）まとめて処理しています。
- ・交付決定通知後、約15日で申請時に提出された口座に入金します。

例）竣工検査を10月3日に実施した場合

交付決定通知日 10月15日頃

補助金の入金 10月31日頃 となります。

○浄化槽法7条検査について

- ・公益社団法人香川県浄化槽協会からの浄化槽法定検査法7条検査報告書において、**消毒剤の未開封により、7条検査で不適になる場合が、毎年数件発生しています。**竣工検査時に、浄化槽の未使用の場合は、消毒剤の未開封でも可としています。浄化槽使用開始後は必ず消毒剤を開封されるようご注意ください。
- ・市の竣工検査後、外構工事や増改築工事を施工し、浄化槽法7条検査において不適とされる場合があります。外構工事が未完成の場合は施主・建築施工業者に十分に浄化槽の設置状況について説明されるようお願いいたします。

必ず法定検査の受検を！

善通寺市合併処理浄化槽設置整備事業補助金が交付されて、合併浄化槽を設置した方は、必ず法定検査を毎年受検されるようお願いいたします。**法定検査を受検されない場合には、補助金の返還措置を講じることになります。業者の方が申請を代行する場合は、その旨を申請者に必ずお伝えください。**

なお、法定検査の詳細につきましては、香川県浄化槽協会（087-881-6600）までお問い合わせください。

以上、ご不明な点ございましたら下記までご連絡ください。

令和4年8月作成

〒765-8503

善通寺市文京町二丁目1番1号

善通寺市都市整備部都市計画課

電話 0877-63-6317

FAX 0877-63-6353